

議 案 第 24 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定
に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成24年9月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

外国人登録法が廃止されたことに伴い、本広域連合規約中、本広域連合の経費の支弁の方法に関する規定を改正する必要があるため。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1及び2中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、千葉県知事に届出の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2備考1及び2の規定は、平成26年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。